

人間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（案）

「賦課限度額の改定について」

地方税法施行令の一部が改正（平成 31 年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行）され、基礎課税額の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、条例の賦課限度額を法定賦課限度額まで下表のとおり引き上げる条例改正を、12 月議会へ提案します。適用年度は令和 2 年度から適用します。

また、県国民健康保険運営方針では、「賦課限度額は、法定額のとおり設定し、県内どこでも同じ賦課限度額となることを目指します。」旨の方針が示されております。

区 分	改正案	現 行
医療給付費分	<u>61 万円</u>	<u>58 万円</u>
後期高齢者支援金等分	19 万円	19 万円
介護納付金分	16 万円	16 万円
合 計	<u>96 万円</u>	<u>93 万円</u>

※後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は改定なし

賦課限度額を引き上げた場合の影響について

1 加入世帯への影響

令和元年 7 月 1 日現在

区 分	改正案	現 行	比 較
医療給付費分	360 世帯	406 世帯	▲46 世帯
後期高齢者支援金等分	250 世帯	250 世帯	—
介護納付金分	77 世帯	77 世帯	—

2 賦課額への影響

賦課限度額を引き上げた場合は、令和元年 7 月 1 日現在で試算すると、約 1,141 万円賦課額が増加する見込みです。

人間市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納</p>

税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額

（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1)～(3) 略

税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額

（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1)～(3) 略